

京都市生涯学習行政推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 116 号

京都市生涯学習行政推進会議規則の一部を改正する規則

京都市生涯学習行政推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「長」の右に「及び市長が指名する担当局長」を加え、同条第2号中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)